

様式第十一（第8条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和5年2月10日

2. 認定新事業活動実施者名

株式会社E X x

3. 認定新事業活動計画の目標

ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。

- 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う
- 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進
- 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立

4. 認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

下記(2)に記載するエリアに所在する各施設敷地内に電動キックボードを配置し、当該施設利用者を対象に利用希望者を募り、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安心・安全に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を検討する。

(2) 新事業活動を行う場所の住所

茨城県行方市、千葉県柏市、東京都世田谷区、渋谷区、神奈川県藤沢市、長野県軽井沢町、小布施町、静岡県沼津市、兵庫県姫路市、豊岡市

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。

- 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
- 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
- 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。

(一定の基準の内容)

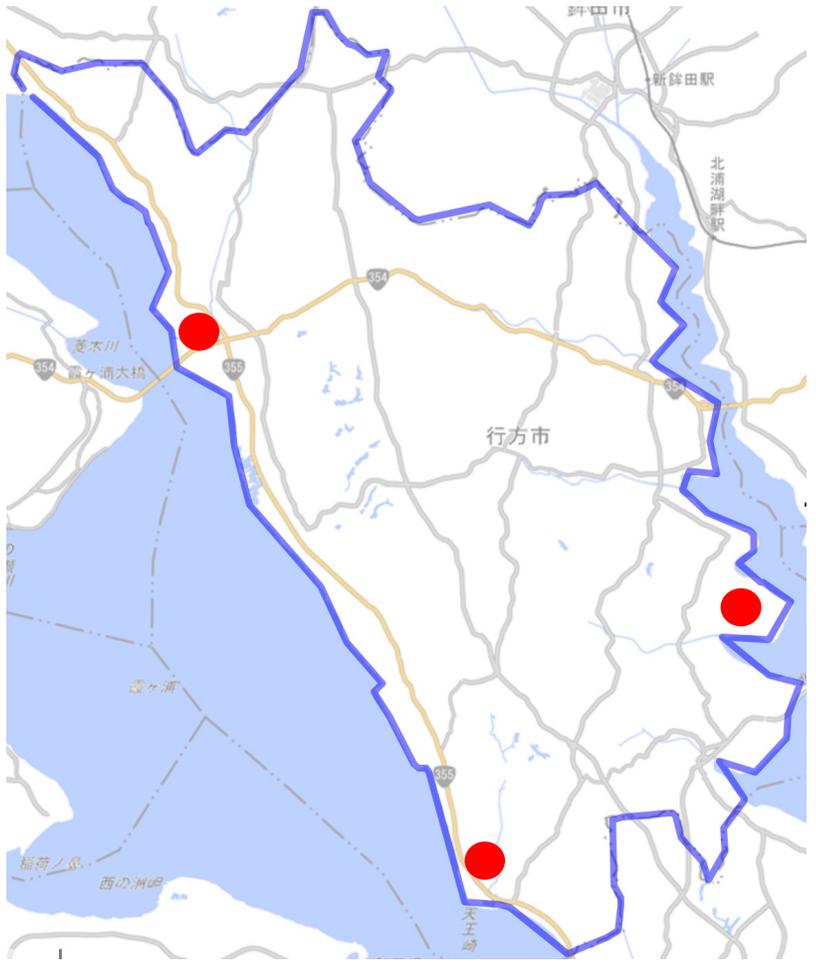
ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。

- (ア) 長さ 140センチメートル
- (イ) 幅 80センチメートル
- (ウ) 高さ 140センチメートル
- イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
- (ア) 原動機として、電動機を用いること。
- (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。
- (ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期
令和3年4月～令和5年2月

- 市内全域で実施。

2021/11/30 今後変更の可能性あり
出典：国土地理院Webサイト (<https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)
・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成



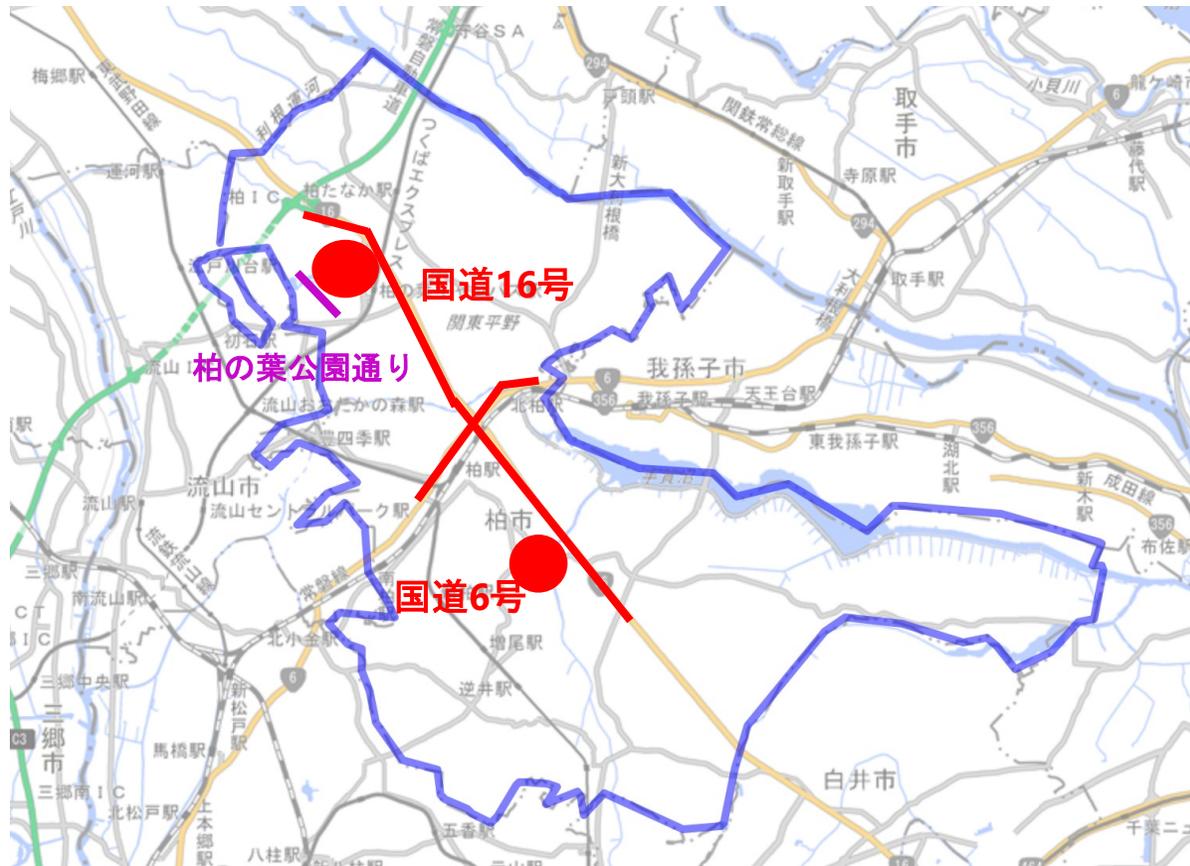
- 実証エリア
- 提供施設

● 市内全域で実施。

2021/04/08 今後変更の可能性あり

出典：国土地理院Webサイト (<https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)

・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】

国道6号

始点：県道51号線接続(柏市旭町5丁目)

終点：我孫子市境(柏市根戸)

国道16号

始点：常磐自動車道接続(柏市十余二)

終点：県道8号線接続(柏市大島田)
(大島田交差点については特例の対象区域に含む。)

【普通自転車専用通行帯】

柏の葉公園通り

始点：柏市柏の葉5丁目

終点：柏市柏の葉6丁目

● 区内全域で実施。

2021/04/08 今後変更の可能性あり

出典：国土地理院Webサイト (<https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)
・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】

国道246号

始点：神奈川県境(世田谷区鎌田1丁目1番)

終点：目黒区境(世田谷区池尻)

環状7号

始点：目黒区境

終点：杉並区境(世田谷区大原2丁目23番)

環状8号

始点：世田谷区上北沢5丁目41番

終点：第三京浜入口(世田谷区野毛1丁目25番)

(第三京浜入口交差点については特例の対象区域に含む。)

【普通自転車専用通行帯】

淡島通り

始点：目黒区境(世田谷区池尻)

終点：世田谷区若林2丁目36番6号先

区市町村道

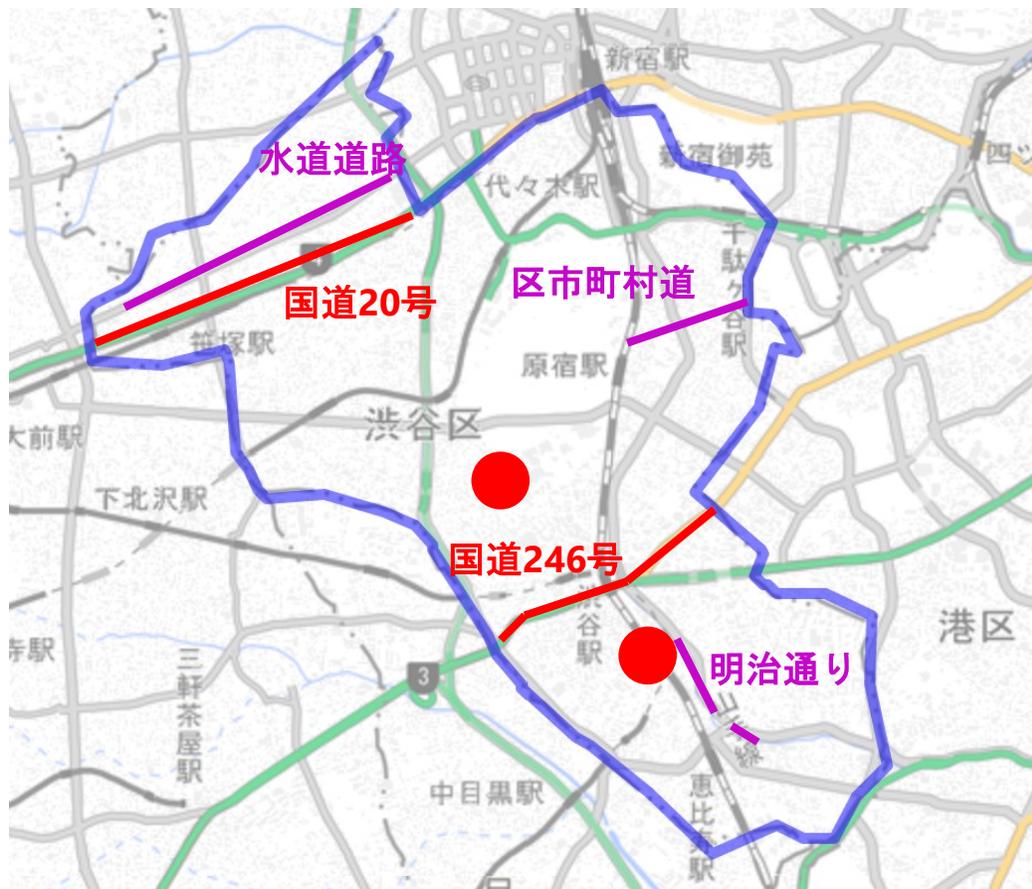
始点：世田谷区桜上水3丁目17番6号先

終点：世田谷区赤堤5丁目2番1号先

● 区内全域で実施。

2021/04/08 今後変更の可能性あり

出典：国土地理院Webサイト (<https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)
・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成



- 実証エリア
- 特例対象外区間
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】

国道20号

始点：初台交差点(渋谷区初台1丁目47番)

終点：世田谷区境(渋谷区笹塚)

(初台交差点については特例の対象区域に含む。)

国道246号

始点：港区境(渋谷区渋谷)

終点：目黒区境(渋谷区恵比寿)

【普通自転車専用通行帯】

明治通り

始点：渋谷区広尾1丁目16番先東角

終点：渋谷区東2丁目23番3号先

明治通り

始点：渋谷区広尾1丁目14番15号先

終点：渋谷区広尾1丁目15番3号先

水道道路

始点：渋谷区本町1丁目55番1号先

終点：渋谷区笹塚2丁目29番先北西角

区市町村道

始点：渋谷区千駄ヶ谷3丁目63番2号先

終点：渋谷区千駄ヶ谷2丁目31番20号先

● 市内全域で実施。

2021/04/08 今後変更の可能性あり

出典：国土地理院Webサイト (<https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)
・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成



— 実証エリア

● 提供施設

— 普通自転車専用通行帯

【普通自転車専用通行帯】

都市計画道路

始点：藤沢市辻堂元町6-58先

終点：藤沢市辻堂元町6-48先

戸塚茅ヶ崎線

始点：藤沢市辻堂太平台2-13-25先

終点：藤沢市辻堂東海岸1-1-38先

市道①

始点：藤沢市本町3-14-16先

終点：藤沢市藤沢496-1先

市道②

始点：藤沢市本鶴沼2-18-21先

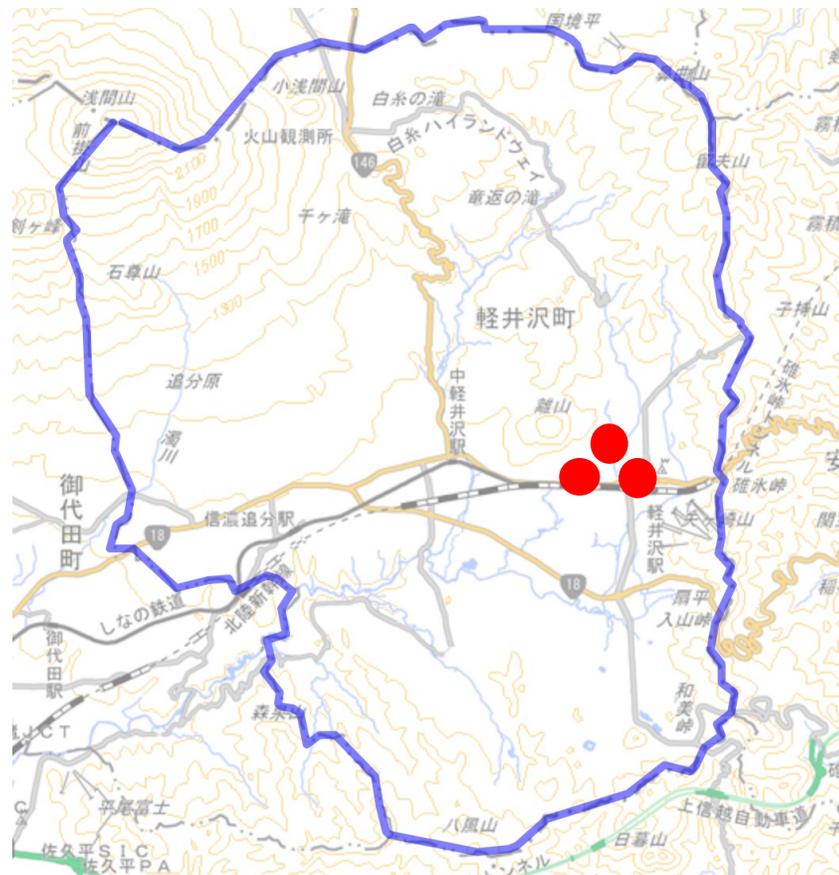
終点：藤沢市本鶴沼4-7-34先

- 町内全域で実施。

2021/04/08 今後変更の可能性あり

出典：国土地理院Webサイト (<https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)

・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成



—— 実証エリア

● 提供施設

- 町内全域で実施。

2021/07/28 今後変更の可能性あり

出典：国土地理院Webサイト (<https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)

・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成



- 実証エリア
- 提供施設

- 市内全域で実施。

2022/04/19 今後変更の可能性あり

出典:国土地理院Webサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)

・地理院地図(電子国土Web)を加工して作成



- 実証エリア
- 特例対象外区間(自転車道を含む)
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

【特例対象外区間】

国道1号

始点：長泉町境（沼津市大岡）

終点：富士市境（沼津市植田）

国道414号線

始点：国道246号線接続（沼津市大岡）

終点：伊豆の国市境（沼津市口野）

国道246号

始点：長泉町境（沼津市大岡）

終点：国道1号接続（沼津市大岡）

(自転車道)

国道414号

始点：沼津市三枚橋町6番1号

終点：沼津市三枚橋町10番1号

【普通自転車専用通行帯】

市道0246-3号線

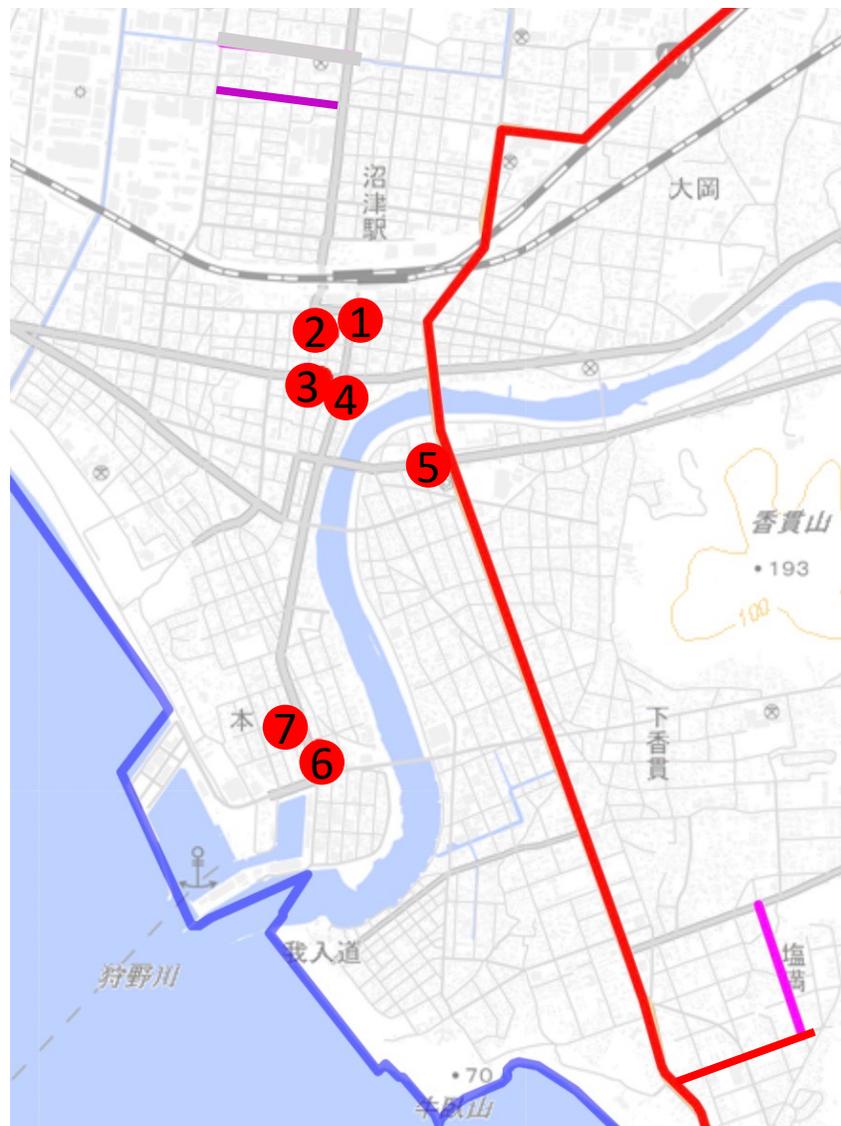
始点：沼津市下香貫塩満1759番地の1先

終点：沼津市下香貫七面1176番地の2先

市道0103号線

始点：沼津市高島本町2番27号先

終点：沼津市本田町6番19号先



- 実証エリア
- 特例対象外区間(自転車道を含む)
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

設置場所

1. 沼津駅南口 (ラクーン前)
2. 沼津駅南口 (三交イン前)
3. 中心市街地 (三菱UFJ銀行沼津支店)
4. 中心市街地 (静岡銀行沼津支店)
5. 中心市街地 (沼津市役所)
6. 沼津港入口 (佐政水産駐車場)
7. 沼津港入口 (スルガ銀行沼津港支店)

● 市内全域で実施。

2021/10/01 今後変更の可能性あり

出典：国土地理院Webサイト (<https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)

・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成



- 実証エリア
- 提供施設
- 普通自転車専用通行帯

【普通自転車専用通行帯】

市道①

東行き：姫路市西延末60-2～姫路市西延末422

西行き：姫路市西延末426-1～姫路市西延末58

県道和久今宿線

東行き：姫路市勝原区宮田116-1～姫路市広畑区北河原町92（飾磨署境界）
姫路市飾磨区山崎台110-1（網干署境界）～姫路市飾磨区鎌倉町7

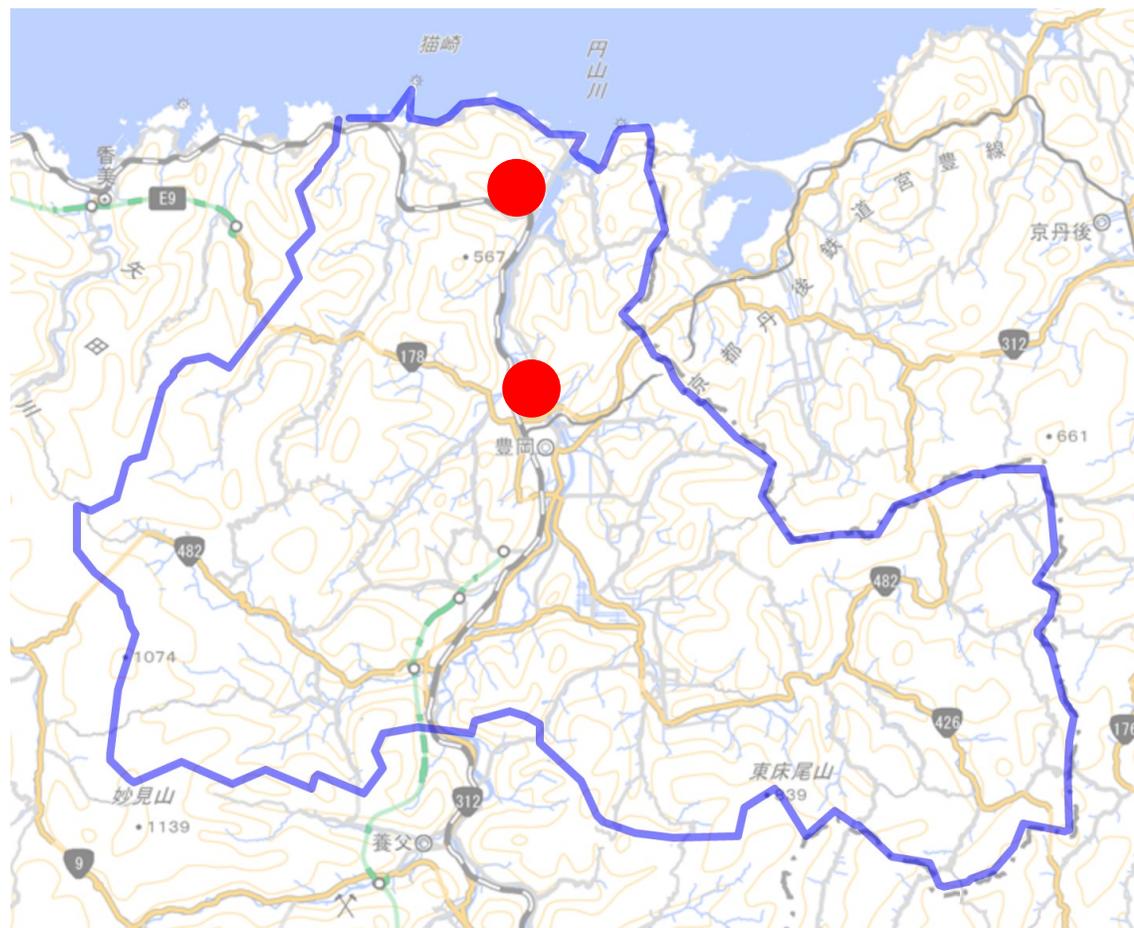
西行き：姫路市広畑区北河原町92（飾磨署境界）～姫路市勝原区宮田112
姫路市飾磨区鎌倉町6-1～姫路市飾磨区英賀宮台1-2（網干署境界）

- 市内全域で実施。

2021/04/08 今後変更の可能性あり

出典：国土地理院Webサイト (<https://maps.gsi.go.jp/#7/34.406910/141.613770/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>)

・地理院地図（電子国土Web）を加工して作成



— 実証エリア

● 提供施設